| | | | |
|---|---|---|---|
| 排気管から排出されるもの | （略） | （略） | （略） |
| 炭化水素 | ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。） | 冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値 | 一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム |
| | ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。） | （略） | 一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム |
| | ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。） | （略） | 一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 排気管から排出されるもの | （略） | （略） | （略） |
| 炭化水素 | ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。） | 冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値 | 一キロメートル走行当たり〇・三〇グラム |
| | ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。） | （略） | 一キロメートル走行当たり〇・二〇グラム |
| | ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。） | （略） | 一キロメートル走行当たり〇・二〇グラム |